

令和7年4月22日提出

博物館に相当する施設の指定の取消しについて

このことについて、次のとおり博物館に相当する施設の指定を取り消す。

1 議案の要旨

博物館に相当する施設「広島城」の設置者である広島市より、令和7年3月28日付けで博物館廃止届の提出があった。

当該届出は、令和8年3月23日に同施設を閉館する博物館廃止の届出であり、博物館法第31条第2項及び同法施行規則第27条第1号に基づき、博物館相当施設の指定を取り消すものである。

2 対象施設

設置者の名称	広島市
設置者の住所	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
施設の名称	広島城
施設の所在地	広島市中区基町21番1号
指定年月日	令和3年11月24日

3 指定取消年月日

令和8年3月23日

博物館法（昭和26・12・1法律第285号）抜粋

第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

- 一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの
- 二 都道府県教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）
- 三 指定都市教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの
- 2 前項の規定による指定をした者は、当該指定をした施設（以下この条において「指定施設」という。）が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと認めるときその他の文部科学省令で定める事由に該当するときは、文部科学省令で定めるところにより、当該指定施設についての前項の規定による指定を取り消すことができる。
- 3 第一項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定をした者は、指定施設の設置者に対し、その求めに応じて、当該指定施設の運営に関して、専門的、技術的な指導又は助言を与えることができる。
- 5 指定施設は、その事業を行うに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定の趣旨を踏まえ、博物館、他の指定施設、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
- 6 国又は独立行政法人が設置する指定施設は、博物館及び他の指定施設における公開の用に供するための資料の貸出し、職員の研修の実施その他の博物館及び他の指定施設の事業の充実のために必要な協力を行うよう努めるものとする。

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）抜粋

第五章 博物館に相当する施設の指定

（指定の取消し）

第二十七条 法第三十一条第二項に規定する指定施設の指定を取り消すことができる事由は、次のとおりとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと法第三十一条第一項の規定による指定をした者が認めるとき。
- 二 偽りその他不正の手段により法第三十一条第一項の規定による指定を受けたとき。
- 三 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 前条の規定による文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市教育委員会の求めに対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

広島市条例第12号

令和7年3月28日

広島城条例を廃止する条例をここに公布する。

広島市長

松井一貴

広島城条例を廃止する条例

広島城条例（昭和33年広島市条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年3月23日から施行する。